

## 加算年金の支給開始年齢について

これまでは60歳で国の年金の受給権を取得できたため、在職者も含めて60歳時点で基本年金と同様に加算年金が支給されていましたが、今後は、当基金の加入員の資格を喪失するか、支給開始年齢に達し国の受給権を取得するまでは、加算年金は支給されません。（60歳到達時に加入員の資格を喪失していれば60歳から支給されます。）

### ①60歳までに加入員資格を喪失している場合

基本年金：国の支給開始年齢から支給開始

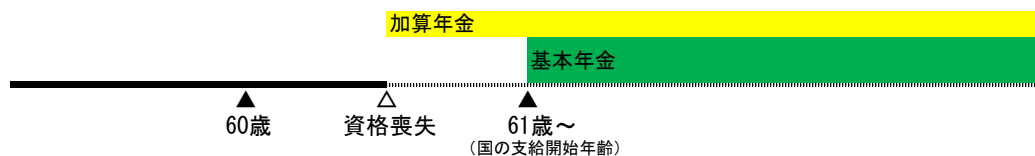
加算年金：60歳（60歳に到達した月の翌月）から支給開始



### ②60歳到達後、国の支給開始年齢までに加入員資格を喪失した場合

基本年金：国の支給開始年齢から支給開始

加算年金：資格喪失日の翌月から支給開始



### ③60歳以降に退職後継続して再雇用される場合

60歳以降に退職後継続して再雇用される者については、退職後引き続き再雇用されたときに使用関係が一旦中断したものとみなし、その時点で事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出することができます。

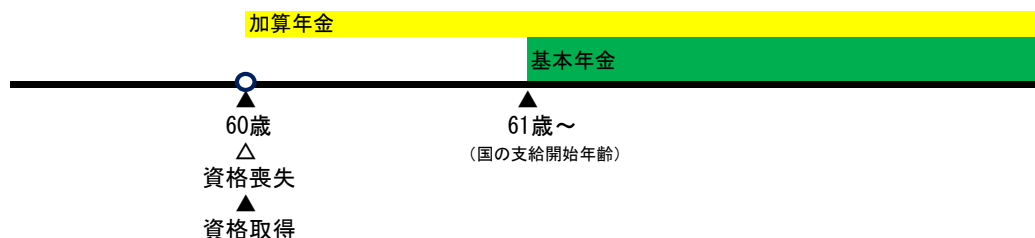
60歳到達時に、この扱いによる喪失届の提出があった場合も、加入員の資格を喪失したとして加算年金の受給権が発生します。

基本年金：国の支給開始年齢から支給開始

加算年金：60歳（60歳に到達した月の翌月）から※支給開始

※定年退職・再雇用の際、60歳に到達した月末を退職日とされている場合、翌月の一日が資格喪失日となり加算年金の支給開始は、**喪失月の翌月**となります。

【例】60歳の誕生日 5/5 → 月末 5/31 退職 → 資格喪失日 6/1 の場合、加算年金は、資格喪失日の翌月7月分から支給



### ④60歳以降も加入員の資格を喪失しない場合

基本年金：国の支給開始年齢から支給開始

加算年金：国の支給開始年齢から支給開始



支給開始になっても、在職中の方は、現行通り、基本年金にも加算年金にも給料（賞与含む）の額により年金に停止がかかります。

ただし、60歳から国の支給開始年齢に達するまでの間に支給される加算年金については、在職中でも、年金に停止かかりません。